

税負担の公平性維持のために 滞納処分を強化しています



【問合わせ】 収納課(1階⑥番窓口) ☎84-0624/0625

納税は国民の義務であり、右記のとおり納期限内に納付している大多数の市民の皆様との公平性を保つため、滞納に対しては毅然たる態度と使命感を持って臨んでいます。

市税等の滞納が解消しない場合は、下記のように差押等の滞納処分を行います。

課税分
平成30年度
収納率

市税…**99.82%**(前年度99.80%)
県内1位/38市

国保税…**98.12%**(前年度98.07%)
県内1位/38市

滞納処分の一例

※令和元年度上半期実績の中から一部を抜粋

生命保険

養老保険、終身保険等を差押えた後に強制解約します。その後解約返戻金を滞納税へ充当します。

差押件数
13件



給与・売掛金

毎月の給与や賞与、取引先との売掛金から法律で定められた額を差押え、滞納税に充当します。

差押件数
28件



預貯金

普通預金、定期預金等を差押え、滞納税に充当します。

差押件数
344件



搜索の実施

自宅等を搜索し動産を差押えます。
差押えた動産はインターネット公売にて売却し、滞納税に充当します。



搜索の様子



自動車差押の様子(タイヤロック)

市税を納期限までに納付できない場合は速やかに納付計画を提示してください